

## 電力供給仕様書

1 件 名 室蘭市水道部施設で使用する電力（高圧電力）の供給

### 2 概 要

- (1) 需要場所 別紙「需要場所等一覧」のとおり
- (2) 業種及び用途 別紙「需要場所等一覧」のとおり
- (3) 契約方式 単価契約
- (4) 契約期間及び供給期間

#### ①契約期間

契約締結の日から平成32年3月31日まで

#### ②供給期間

平成30年10月1日0時から平成32年3月31日24時まで

### 3 仕 様

(1) 供給電気方式、標準電圧、計量電圧、標準周波数、受電方式

- ①供給電気方式 交流3相3線式
- ②標準電圧 6,000V
- ③計量電圧 6,000V
- ④標準周波数 50Hz
- ⑤受電方式 別紙「需要場所等一覧」のとおり

(2) 契約電力及び予定使用電力量

- ①契約電力 別紙「需要場所等一覧」のとおり
- ②予定使用電力量 3,325,992kwh

(3) 電力量等の検針

検針に必要な機器は請負業者側で準備すること。  
(機器交換工事作業を含む。)

(4) 需給地点

発電・送配電事業者の電線路又は引込線と室蘭市の需要場所の電気設備との接続点

(5) 電気工作物の財産分界点

需給地点と同じ。

(6) 保安上の責任分界点

需給地点と同じ。

(7) 電力の計量

①電力の使用に対する代金（以下「電気料金」という。）の算定に必要な使用電力量、最大需要電力（需要電力の最大値であって、30分最大需要電力計により計測される値をいう。）及び力率の計量は、需要場所に設置された計量器により行うものとする。

②計量日は毎月1日とし、計量結果（使用電力量、最大需要電力、力率、契約電力等）を速やかに需要場所へ通知すること。ただし、本契約の供給開始日までに計量日の設定変更が間に合わない場合は、その変更が完了するまでは協議の上、計量日を決定する。

(8) 電気料金の算定等

- ① 電気料金の算定は、1か月（前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間）の使用電力量により算定する。

なお、受給契約が消滅した場合、あるいは契約負荷設備、契約電流、契約容量、契約電力等を変更したことにより、料金に変更があった場合、日割計算を行う。

- ② 電気料金は、次に掲げる料金を合算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた金額）とする。

ア 基本料金

契約電力、基本料金単価及び力率から計算した金額

（以下の算式による。）

基本料金＝基本料金単価×契約電力×（185－力率）／100

ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は半額とする。

イ 電力量料金

使用電力量に電力量料金単価を乗じて計算した金額

（以下の算式による。）

電力量料金＝使用電力量×（電力量料金単価＋燃料費調整単価）

＋使用電力量×再生可能エネルギー発電促進賦課金

- ウ 電力量料金についての燃料費調整額の加算及び減算、並びに電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく賦課金については、当該地域を管轄する発電・送配電事業者が定める約款等の定めによる。

- エ アからウまでにより算定された当該月分の電気料金を適法な請求書により速やかに室蘭市に請求し、室蘭市は請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。

4 電力供給における料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。

- (1) 契約電力及び最大需要電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
- (2) 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
- (3) 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
- (4) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。
- (5) 消費税及び地方消費税額の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。

5 その他

- (1) 入札価格算定時の力率は、100%とすること。
- (2) 契約期間中における予定使用電力量を契約年間使用量とし、年間の実績使用量が契約年間使用量に達しない場合でも、料金の追加請求を行わない。
- (3) 権利義務の譲渡等

この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承さ

せ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ室蘭市の承諾を得た場合はこの限りではない。

(4) 契約電力及び契約単価の変更等

ア 契約を締結した後において、経済事情等の変化等により契約単価が不適當となったときは、室蘭市と電力供給者で協議の上、契約単価を変更することができる。

(5) 通信設備等

ア 当該地域を管轄する発電・送配電事業者との接続供給契約を遵守するために必要な計量器、通信装置その他付属設備（以下「通信設備等」という。）を設置する必要がある場合は、設置工事については、電力供給者の負担で設置する。

イ 通信設備等の取付場所は、室蘭市と電力供給者で協議の上、場所を選定し室蘭市が提供する。

ウ 通信設備等の設置の必要がなくなった場合は、電力供給者の負担で撤去する。

(6) 請求・支払の方法

ア 料金の支払について、室蘭市の指定する契約については口座振替で行うこととし、かかる手数料については電力供給者の負担とする。指定のない契約については、室蘭市と電力供給者で協議の上決定する。

イ 請求書については、室蘭市の指定する契約単位において作成するものとする。

(7) 協議

契約については、室蘭市と電力供給者で協議の上締結する。

(8) その他、仕様書に定めのない事項については、当該地域を管轄する発電・送配電事業者の定めに基づるものとし、室蘭市と電力供給者で協議により定める。